

配置予定技術者の取扱いに関するガイドライン

平成25年4月30日 総務部長決裁
令和7年7月30日 一部改正

このガイドラインは、一般財団法人札幌市住宅管理公社工事等一般競争入札施行要綱（平成25年4月30日制定。以下「一般競争要綱」という。）に基づき、競争入札参加申請時に提出を求める「配置予定技術者経歴書」に記載される主任技術者等（以下「配置予定技術者」という。）の事務取扱いについて定める。

1 用語の定義

本ガイドラインにおける用語の定義は、現場代理人及び技術者その他工事現場に設置する者等の取扱いについて（令和7年7月30日理事長決裁）「第1 用語」を準用する。ただし、次の各号に掲げる用語については、当該各号で定めるところによる。

- (1) 工事等 建設工事及び建設工事に係る設計、監理、地質調査及び測量の委託業務をいう（施設及び設備の保守、点検並びに管理の委託業務を除く。）。
- (2) 主任技術者等 次のア～エのいずれかに該当する者をいう。
 - ア 一般競争要綱第2条第1号に規定する工事の主任技術者又は（特例）監理技術者
 - イ 一般競争要綱第2条第2号に規定する地質調査及び測量の委託業務において、主任技術者として業務の管理並びに統轄等を行う受託者の従業員又は役員等
 - ウ 一般競争要綱第2条第2号に規定する設計の委託業務において、主任設計者として業務の管理及び統轄等を行う受託者の従業員又は役員等
 - エ 一般競争要綱第2条第2号に規定する監理の委託業務において、主任監理者として業務の管理及び統轄等を行う受託者の従業員又は役員等
- (3) 事前審査 一般競争要綱第9条に規定する入札参加資格の確認を入札前に行うものをいう。
- (4) 事後審査 一般競争要綱第9条に規定する入札参加資格の確認を入札後に行うものをいう。
- (5) 申請日 公告別表又は入札説明書に定める申請書等提出期限内に提出された申請書等の提出日をいう。
- (6) 審査基準日 審査基準日は次のア及びイの区分による。
 - ア 事前審査にあつては、公告別表で定める申請書等提出期限日又は入札説明書で定める一般競争入札参加資格確認申請書類及び一般競争入札参加資格確認資料の提出期限日
 - イ 事後審査にあつては、公告別表で定める入札書提出期限の日

2 主任技術者等の雇用関係

工事については、所属建設業者との間に、3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係が審査基準日においてあること。また、設計等（一般競争要綱第2条第2号に規定する設計等をいう。）については、事業主との間に、直接的かつ恒常的な雇用関係が審査基準日においてあること。

3 申請時の主任技術者等配置関係

(1) 建設業法（昭和24年5月24日法律第100号）第26条第3項に定める主任技術者等の専任を要する工事については、着手日において、主任技術者等を専任で配置することを前提に、申請日において、同一の主任技術者等を異なる複数の工事の配置予定技術者とする場合は、これを認める。

(2) 申請日において他の工事に従事している主任技術者等を、申請する工事の着手日の前日までに他の工事がしゅん功する見込であるとして、当該主任技術者等を配置予定技術者として申請した場合は、これを認める。

(3) 複数の主任技術者等を配置予定技術者として申請し、着手日までに申請した主任技術者等の中から配置する主任技術者等を指定することは、これを認める。

なお、この場合、配置する主任技術者等を指定した旨、書面（「現場代理人及び主任技術者（監理技術者）等指定通知書」）により提出すること。

4 申請日から着手日までの期間における配置予定技術者の変更

(1) 申請日から着手日までの期間における配置予定技術者の変更は、原則としてこれを認めない。

(2) 真にやむを得ない理由（死亡、傷病、被災、出産、育児、介護又は退職等）により主任技術者等の変更が必要となった場合は、新たに申請する主任技術者等の「配置予定技術者経歴書」及び申請理由等を明記した申出書（別記様式）を提出すること。

5 配置予定技術者を配置できない場合の取扱い

(1) 事後審査型一般競争入札において、予定価格の制限の範囲内で入札し、かつ落札候補者とならなかった者（一般財団法人札幌市住宅管理公社最低制限価格取扱要綱（平成14年7月31日制定）第7条第1項の規定により落札者とならなかった者を除く。）が、当該入札の落札者が決定するまでの間に、一般財団法人札幌市住宅管理公社発注の他の工事等の入札において落札者又は落札候補者となったことにより、配置予定技術者を配置することができなくなったときは、一般財団法人札幌市住宅管理公社事後審査型一般競争入札試行要領（平成25年4月30日制定）第5条第2項に定める次順位者として落札候補者となることができない旨の申出書を直ちに提出するよう求める。

- (2) 事前審査による一般競争入札において、配置予定技術者を配置することができなくなったときは、入札参加を辞退すること。
- (3) 真にやむを得ない理由（死亡、傷病、被災、出産、育児、介護又は退職等）により配置予定技術者を配置できなくなった場合、落札候補者になることができない理由を明記した申出書を直ちに提出すること。なお、正当な理由なく配置予定技術者を配置できない場合、一般財団法人札幌市住宅管理公社工事等参加資格者指名停止等措置要領（平成14年7月31日制定）に基づき指名停止等措置を行う。

6 国における監理技術者等運用規定の準用

このガイドラインに定めるものの他、配置予定技術者に関する取扱いについては、国の「監理技術者制度運用マニュアルについて(平成16年3月1日付け国総建第316号)」の取扱いに準ずる。

附 則

このガイドラインは、平成25年5月1日以後に公告を行なう工事等（一般財団法人札幌市住宅管理公社工事等施行要領（昭和52年11月18日制定）第2条第1号及び第3号に定めるものをいう。以下同じ。）から適用する。

附 則

- 1 このガイドラインは、令和7年8月1日以後に公告を行う工事等から適用する。
- 2 令和7年7月31日までに公告した工事等について配置予定技術者を変更しようとするときの手続き等については、改正前のガイドラインによる。

申 出 書

年 月 日

(あて先) 一般財団法人札幌市住宅管理公社理事長

(住所)

入札参加者

(代表者職・氏名)

下記の工事（業務）につきまして、申請していた配置予定技術者が、下記の理由により配置できなくなったことから、別添（配置予定技術者経歴書）に記載の者を新たに配置予定技術者として、追加で申請することを申し出ます。

記

- 1 入札に参加した工事（業務）番号及び工事（業務）名

第 _____ 号

- 2 申請理由

- 3 経緯等

- 4 追加する主任技術者等

別添（配置予定技術者経歴書）のとおり

※ 申請理由及び経緯等は可能な限り詳細に記載すること。